

マニュアル例に記載すべき項目、内容について (案) (第1回マニュアル例策定検討会配付資料)



・各地で海上輸送の活用マニュアルの策定を促すとともに、マニュアルで踏まえるべき基本事項を網羅するものとして「**緊急航路開設マニュアル策定ガイドライン(仮称)**」を作成。

【構成】

【記載内容】

I 章. 緊急航路開設マニュアル策定ガイドラインのねらい

- ガイドラインのねらい・位置づけを記載
 - －大規模災害時における海上輸送活用の有効性・利用イメージ
 - －緊急時に海上輸送を効果的に活用するには事前準備が必要
 - －各地でのマニュアル策定を促すとともに、踏まえるべき基本事項を示す

II 章. 緊急航路開設マニュアル策定ガイドラインの対象範囲

- ガイドラインが対象とする範囲を明示
 - －想定する被災規模、被災様相
 - －被支援地域および周辺地域を対象
 - －対象とする船舶 等

III 章. 緊急航路開設マニュアル策定ガイドライン
(記載すべき項目、内容)

- マニュアルの基本構成
 - 記載すべき項目、内容
 - 業務・関係機関の棚卸し
 - 基本的な手順、役割分担 等
- 第1節. 海上輸送の役割と諸条件の整理
 - 第2節. 初動対策編
 - 第3節. 緊急輸送編
 - 第4節. 予防対策編
 - 第5節. 付表

I 章. 緊急航路開設マニュアル 策定ガイドラインのねらい

各地でのマニュアル策定を促すとともに、踏まえるべき基本事項を示すものとして作成

- 大規模災害時における船舶利用の有効性
- 大規模災害時における船舶の利用イメージ(支援物資輸送、情報伝達機能、要員支援機能、医療拠点等)
- 緊急時に海上輸送を効果的に活用するには事前準備が必要
 - － 海上輸送を動かすには多くの関係者の協力が必要
 - － 最低限のハード整備や、訓練・教育等の予防対策が必要
 - － 防災計画、業務継続計画へ反映しておくことが重要

II 章. 緊急航路開設マニュアル 策定ガイドラインの対象範囲

ガイドラインが対象とする範囲を明示する

1. 被災規模・被災様相の想定
2. エリア別の活動内容と役割
 - － 被支援地域
 - － 被支援地域周辺地域(中継拠点)
 - － 支援地域(オフサイト支援拠点)

※本ガイドラインでは、「被支援地域」、「被支援地域周辺地域」を対象に策定
3. 海上輸送を活用した行動の時間軸
 - － 海上輸送要請→航路事業者・船舶選定→航路開設準備→緊急輸送
4. 定期航路と緊急開設航路
5. 対象とする船舶
 - － RORO船、フェリー、在来船、コンテナ船 (※公共ふ頭を利用する船種)
6. 船舶の特性 → 荷姿が異なる点、荷役内容・荷役体制が異なる点を一覧表で整理

Ⅲ章. 緊急航路開設マニュアル 策定ガイドライン (記載すべき項目、内容)

ガイドラインに記載すべき項目、内容を明示する

1. 海上輸送の役割と諸条件の整理

- (1) 海上輸送の役割
 - ・想定する被災様相
 - ・海上輸送の役割
- (2) 推進体制・活用施設
 - ・緊急開設航路の推進体制
 - ・防災拠点港の概要
 - ・総合防災拠点の概要
 - ・関係機関及び海上輸送実施に関する協定締結先 等

2. 初動対策編

- (1) 地域防災計画等に基づく初動(国・自治体)
 - ・緊急災害対策本部の設置
 - ・被害状況の確認
 - ・港湾・道路・航路開設
 - ・総合防災拠点の設置
 - ・部隊・物資等の派遣要請
- (2) 津波避難マニュアル等に基づく初動(航路事業者・港湾運送事業者)
 - ・災害情報の入手
 - ・避難行動・避難措置
- (3) 海上輸送の要請【情報連絡フロー】
- (4) 船舶・航路事業者選定【情報連絡フロー】
- (5) 航路開設準備【情報連絡フロー】 等

Ⅲ章. 緊急航路開設マニュアル 策定ガイドライン (記載すべき項目、内容)

3. 緊急輸送編

(1) RORO船

① 業務フロー

② 各業務の実施手順とチェックリスト

- ・入港
- ・回頭・接岸
- ・荷役
- ・離岸・出港
- ・蔵置
- ・引渡し 等 ※業務毎に各主体が行うべき行動、必要となる活動資源を記載

③ 主体別行動マニュアル

(2) フェリー

(3) 在来船

(4) コンテナ船 等

4. 予防対策編

- ・防災計画での位置付け明確化
- ・業務継続計画の策定
- ・行動マニュアルの作成
- ・応援協定の締結
- ・港湾整備
- ・船舶の機能付加
- ・訓練および教育・研修 等

5. 付表

- ・関係機関連絡先 等

●マニュアルの性格・位置づけ等

- マニュアル例、マニュアル策定ガイドラインなど、用語の整理・統一が必要。
- マニュアルのターゲットを明確にするべき。

●マニュアル例の作成にあたっての留意事項

- 時系列に応じて必要となる船は変化するという点を考慮するべき。
- 港湾運送は港によって異なるので、汎用性を加味した内容とするべき。
- 別途、港湾BCPを作るという話があるので整合性に配慮するべき。
- 航路事業者にも社内向けの災害対策のマニュアルがあるので、違いがわかるようにしていただきたい。
- マニュアルでは、調整先、事前の手続きなどを明確にしていきたい。
- 各港でマニュアル策定する体制を考える必要がある。
- マニュアルに「主体」とあるが、これはわれわれ自身であるという認識を持ってこの検討に臨むべきである。